富田林市条例第 号

富田林市重要文化財旧杉山家住宅設置条例の一部を改正する条例

富田林市重要文化財旧杉山家住宅設置条例(昭和62年富田林市条例第7号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要文化財旧杉山家住宅条例

第1条中「建第2153号」を削り、「保護及び管理運営を適切に行い、」を「保存及び活用を図り、もって」に、「貢献する」を「資する」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 富田林市教育委員会(以下「委員会」という。)は、旧杉山家に関する業務を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 旧杉山家の観覧に関する業務
 - (2) 旧杉山家の施設及び設備等の維持管理に関する業務
 - (3) 旧杉山家に関連する資料の展示及び保管に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

第4条の2及び第4条の3を削る。

第5条を次のように改める。

(休館日等)

第5条 旧杉山家の開館時間及び休館日は、この条例に基づく規則(以下「規則」 という。)で定めるものとする。

第5条の2を削る。

第6条中「委員会が」を「規則で」に改め、同条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

(観覧券)

第6条 指定管理者は、旧杉山家の観覧について、観覧券(年間利用に係るものについては、年間観覧券)を発行するものとする。

(利用料金)

第7条 委員会は、法第244条の2第8項の規定により、旧杉山家の観覧に係

る料金及び旧杉山家において指定管理者が開催する催物等(以下「催物等」という。)の参加に係る料金(以下これらを「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 旧杉山家を観覧しようとする者及び催物等に参加しようとする者は、指定管理者が指定する期日までに利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 3 旧杉山家の観覧に係る料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、指 定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更す るときも同様とする。
- 4 催物等の参加に係る料金の額は、1回の参加につき4,000円を超えない額で、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。
- 5 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者がやむを得ない と認めたときは、利用料金を還付することができる。

(利用料金の免除)

第8条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を免除することができる。

(観覧者等の責務)

第9条 旧杉山家を観覧する者及び催物等に参加する者(以下「観覧者等」という。)は、施設及び設備等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(観覧等の制限)

第10条 指定管理者は、管理運営上支障があると認められる者に対し、その観覧及び催物等への参加を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 観覧者等が施設又は設備等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 この条例に基づく処分によって、観覧者等に生じた損害については、 市は一切その責めを負わない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(指定管理者の交代があった場合の経過措置)

2 指定の期間の満了又は指定の取消しによる指定管理者の交代があった場合は、 前任の指定管理者がこの条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、 後任の指定管理者が行った処分、手続その他の行為とみなす。 別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

区分		個人	団体(1人につき)
大人	1 目	400円	3 2 0 円
	年間利用	1,200円	
小人(中学生以下)	1 月	200円	160円
	年間利用	600円	

備考

- 1 6歳未満は、無料とする。
- 2 「団体」とは、20人以上をいう。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例の施行目前に、改正前の富田林市重要文化財旧杉山家住宅設置 条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の重要文化財旧杉 山家住宅条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後の利用許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。